# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
珠洲市	三崎地区 (伏見・小泊・雲津・細屋・内方・本・ 二本松・野中・大畑・川上	令和3年3月15日	平成30年3月30日

#### 1 対象地区の現状

743642 7364				
①地区内の耕地面積	260. 48ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積	187.69ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	17.89ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.39ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		1. 22 h a		
④地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の含	0.00ha			
法 人 ⑤地区内における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況		1 経営体		
		16経営体		
(備考)				
担い手は十分確保されている。				

#### 2 対象地区の課題

農業従事者の高齢化や後継者不足、獣害被害が進行していることから遊休農地が徐々に増加している。 後継者の確保や入作可能な農地の受け手の確保が課題となる。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である17経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進する ことにより対応していく。

## 4 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとするが、最終的には地域の農地所有者の意向を優先する。